

# 月報私学

1

2016

Vol.217



洛陽総合高等学校は、京都に根ざして「生きる力の養成」に取り組みます。生徒一人一人が生き生きとした表情を生み出し、卒業後に実社会で生きる力を身につける教育を目指します。昨年に新校舎と人工芝のグラウンドが完成し、より良い環境で生徒たちを育成します。  
写真提供：学校法人 洛陽総合学院（京都府京都市）

## CONTENTS

- 年頭所感..... 2
- 平成27年度 私立高等学校入学志願動向..... 3
- 平成27年度 私学スタッフセミナーの報告..... 5
- 連載③⑥「魅力あふれる学校づくりを目指して」  
私学だからこそユニークな総合高校を目指して..... 6
- 退職時の手続き—資格・短期給付・年金等給付・保健事業・貸付け—..... 8
- 被扶養者認定申請書には正しく、漏れなくご記入ください/  
スチュワードシップ活動（株主議決権行使を含む）報告を公表しました.....11
- 平成27年度 第2回 私学共済事務担当者連絡会.....12
- INFORMATION.....14
- 宿泊施設のご案内／融資事業のご案内.....16

年頭感 所



謹んで新年のご挨拶を申し上げます。  
新しい年を迎え、本年も私学関係者の皆様のご健康とご多幸を心よりお祈り申し上げます。

我が国を取り巻く環境は、少子高齢化やグローバル化など、大きな変化への対応が求められています。昨今、本格的な人口減少社会を迎え、特に地域コミュニティが衰退し、少子高齢化の傾向が顕著な地方においては「地方創生」のスローガンのもと、その対策が大きな課題となっているのです。

そうした状況下で、昨年6月に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生基本方針2015」では、地方にある大学等の活性化のため、「地（知）の拠点としての大学等の機能強化」、「地域活性化に貢献する私立大学等の取組への支援」、「大学生等の地元定着の促進」などが方針として掲げられました。

一方、社会保障制度の分野においては、少子高齢化の一層の進展等に備え、財政の範囲を拡大して制度の安定性を高めることを目的の一つとして、「被用者年金制度一元化法」が、昨年10月に施行され、私学教職員や公務員も厚生年金に加入することとなりました。

このような動きのなか、**助成業務**において、①補助事業では、私立大学等経営強化集中支援事業として、18歳人口の急激な減少を見据え、大学内・大学間でのスピード感ある経営改革に取り組み地方中小規模私立大学等に対し、重点的支援を実施します。

私学振興の先導的な拠点へ

日本私立学校振興・共済事業団

理事長 河田 悌一

②貸付事業では、私立学校施設の耐震化を促進するため、校舎・園舎の建替事業や耐震補強工事などに対する長期低利融資を進めてきました。

③経営支援・情報提供事業では、26年度に構築した大学ポータル（私学版）の教育情報の分析や毎年好評を得ている「リーダーズセミナー」、「スタッフセミナー」を開催し、教育及び経営に関する人材育成並びに情報の分析・提供を行いました。

**共済業務**では、①年金関係の事業として被用者年金制度の一元化により、私学共済年金及び公務員共済年金の制度が厚生年金保険制度に統一。私学事業団は、引き続き経過的な共済年金の給付を行うほか、厚生年金の実施機関として、適用、保険料の徴収、給付、記録の管理などの事務を行うこととなりました。また、一元化に伴い、三階部分（職域部分）年金が廃止されたことから、これに変わる新たな三階部分の年金として、「退職等年金給付」制度を創設しました。

②医療関係の事業では加入者等の医療費の節約の一助となるようジェネリック医薬品の利用促進を図るために、差額通知を行いました。

③保健関係の事業では、国の医療費適正化対策を受け、効果的な事業の企画と実施に向けて、医療保険者が保有している医療費データ（レセプトデータ）と特定健診等のデータを活用した「データヘルス計画」を策定いたしました。

これにより、加入者等の医療費動向について科学的

な分析を行い、加入者等の健康づくり・予防を推進する保健事業を実施し、今後も、医療保険者として、医療費の適正化及び加入者等の健康の保持・増進につながる取り組みを進めて参る所存であります。

昨年大河ドラマ『花燃ゆ』は、幕末から明治維新に活躍した志士を育てた吉田松陰（1830～59年）を題材にしたものでした。

その吉田松陰の言葉に、  
夢なき者に理想なし、  
理想なき者に計画なし、  
計画なき者に実行なし、  
実行なき者に成功なし。  
故に、夢なき者に成功なし。  
という名言があります。

すなわち、夢（目標）を持つことが大切で、理想、計画、行動、そのどのが欠けても成功することはできないということです。松陰は、「PDCA」の概念を、当時から実践していた、といえるのであります。

私ども私学事業団は、「私学のための私学事業団」として私学振興の先導的な拠点となることを目標に掲げ、「助成」と「共済」の両業務を通じ、私学と私学にお勤めの皆様のため、役職員一同、業務に邁進して参ります。

私学関係者の皆様のご健勝とご発展を祈念して、年初のご挨拶とさせていただきます。

# 平成27年度 私立高等学校入学志願動向

私学経営情報センターでは、平成27年度学校法人基礎調査から、私立高等学校の入学志願動向を集計しました。

ここでは、26年度と27年度の志願倍率（志願者／入学定員）と入学定員充足率（入学者／入学定員）の状況を比較するとともに、男女校種別の動向、規模別の動向及び最近10年間の入学定員の充足状況についてまとめました。

なお、通信教育と学生募集を停止した高等学校は除いています。

## 私立高等学校の概況（表1）

27年度の集計学校数は1285校で、前年度より1校増加し、集計された入学定員は約40万9000人で、前年度より約1000人減少しました。前年度に比べて志願者が約1万2500人、受験者が約1万3200人、入学者は約3500人減少しました。

この結果、入学定員充足率は84.23%で、前年度に比べて0.66ポイント下降しました。

ちなみに、27年度の15歳人口（中学校卒業者と中等教育学校後期課程の1年生の合計〔学校基本調査―平成27年度（速報）：文部科学省より〕）は、前年度と比べると約1万8000人減少

表1 私立高等学校の概況

区分	26年度	27年度	増減
集計学校数	1,284校	1,285校	1校
入学定員	410,504人	409,471人	△1,033人 (△0.3%)
志願者	1,171,022人	1,158,492人	△12,530人 (△1.1%)
受験者	1,149,244人	1,136,023人	△13,221人 (△1.2%)
合格者	1,052,481人	1,043,881人	△8,600人 (△0.8%)
入学者	348,463人	344,917人	△3,546人 (△1.0%)
志願倍率	2.85倍	2.83倍	△0.02ポイント
合格率	91.58%	91.89%	0.31ポイント
歩留率	33.11%	33.04%	△0.07ポイント
入学定員充足率	84.89%	84.23%	△0.66ポイント

※志願倍率(志願者÷入学定員)、合格率(合格者÷受験者)  
歩留率(入学者÷合格者)、入学定員充足率(入学者÷入学定員)

し、約118万人となっています。

## ○男女校種別の動向（表2）

27年度において志願倍率が最も高いのは共学校で、以下男子校、女子校、合格率は女子校、共学校、男子校、入学定員充足率は共学校、男子校、女子校の順となっており、この順序は18年度以降一度も変わっていません。また、歩留率は、昨年度に、男子校、女子校、共学校の順となり、男子校と女子校が逆転しましたが、今年もそのまの順

表2 男女校種別の動向

男女校種別	年度	集計学校数	入学定員 A	志願者 B	受験者 C	合格者 D	入学者 E	推薦者 F	志願倍率 B/A	受験率 C/B	合格率 D/C	歩留率 E/D	推薦割合 F/E	入学定員充足率 E/A
男子校	18年度	122	43,561	88,997	86,357	70,239	34,374	12,377	2.04	97.03	81.34	48.94	36.01	78.91
	19年度	116	41,698	83,284	79,972	68,240	32,761	10,790	2.00	96.02	85.33	48.01	32.94	78.57
	20年度	110	37,938	72,424	70,875	61,389	30,288	10,588	1.91	97.86	86.62	49.34	34.96	79.84
	21年度	112	39,208	74,451	72,749	61,693	30,167	10,451	1.90	97.71	84.80	48.90	34.64	76.94
	22年度	110	38,215	74,642	72,902	61,392	30,898	9,751	1.95	97.67	84.21	50.33	31.56	80.85
	23年度	113	38,582	76,210	73,582	62,635	32,125	11,338	1.98	96.55	85.12	51.29	35.29	83.26
	24年度	107	36,255	71,106	68,315	57,656	29,173	10,682	1.96	96.07	84.40	50.60	36.62	80.47
	25年度	106	36,127	68,180	66,214	56,372	29,261	10,742	1.89	97.12	85.14	51.91	36.71	80.99
	26年度	100	33,871	64,159	62,490	53,075	28,471	9,709	1.89	97.40	84.93	53.64	34.10	84.06
	27年度	94	31,894	58,595	56,998	48,222	26,291	9,772	1.84	97.27	84.60	54.52	37.17	82.43
女子校	18年度	304	89,460	131,856	129,816	122,064	57,066	24,878	1.47	98.45	94.03	46.75	43.60	63.79
	19年度	305	89,293	132,493	130,497	121,927	58,019	24,178	1.48	98.49	93.43	47.59	41.67	64.98
	20年度	295	83,762	120,121	118,556	110,902	54,397	22,274	1.43	98.70	93.54	49.05	40.95	64.94
	21年度	293	81,048	111,230	110,060	103,038	52,981	22,245	1.37	98.95	93.62	51.42	41.99	65.37
	22年度	285	78,135	110,948	109,165	103,577	53,990	22,381	1.42	98.39	94.88	52.13	41.45	69.10
	23年度	283	77,061	104,906	103,744	98,726	52,311	22,349	1.36	98.89	95.16	52.99	42.72	67.88
	24年度	279	76,039	104,663	103,312	97,623	52,083	21,198	1.38	98.71	94.49	53.35	40.70	68.50
	25年度	274	74,227	100,260	99,138	93,876	50,235	19,713	1.35	98.88	94.69	53.51	39.24	67.68
	26年度	273	73,536	101,783	100,254	93,897	50,178	20,810	1.38	98.50	93.66	53.44	41.47	68.24
	27年度	270	72,662	95,395	93,807	90,147	47,803	21,038	1.31	98.34	96.10	53.03	44.01	65.79
共学校	18年度	836	294,245	943,956	925,961	837,378	244,183	92,949	3.21	98.09	90.43	29.16	38.07	82.99
	19年度	845	292,414	934,088	913,727	818,928	244,439	87,142	3.19	97.82	89.63	29.85	35.65	83.59
	20年度	859	296,223	951,669	934,482	847,924	247,659	89,629	3.21	98.19	90.74	29.21	36.19	83.61
	21年度	868	293,853	938,649	918,885	832,277	243,741	85,704	3.19	97.89	90.57	29.29	35.16	82.95
	22年度	869	292,276	965,029	946,282	863,170	253,025	88,699	3.30	98.06	91.22	29.31	35.06	86.57
	23年度	885	294,451	952,961	931,290	857,107	252,175	88,384	3.24	97.73	92.03	29.42	35.05	85.64
	24年度	888	296,695	974,562	953,823	878,863	262,110	89,325	3.28	97.87	92.14	29.82	34.08	88.34
	25年度	899	299,256	989,596	970,681	894,949	265,230	89,430	3.31	98.09	92.20	29.64	33.72	88.63
	26年度	911	303,097	1,005,080	986,500	905,509	269,814	95,881	3.32	98.15	91.79	29.80	35.54	89.02
	27年度	921	304,915	1,004,502	985,218	905,512	270,823	98,768	3.29	98.08	91.91	29.91	36.47	88.82

序となっています。

集計学校数を18年度と比較すると、男子校は28校減少、女子校は34校減少

したのに対し、共学校は85校増加しており、男子校、女子校から共学校化する傾向が読み取れます。

表3 規模別の動向

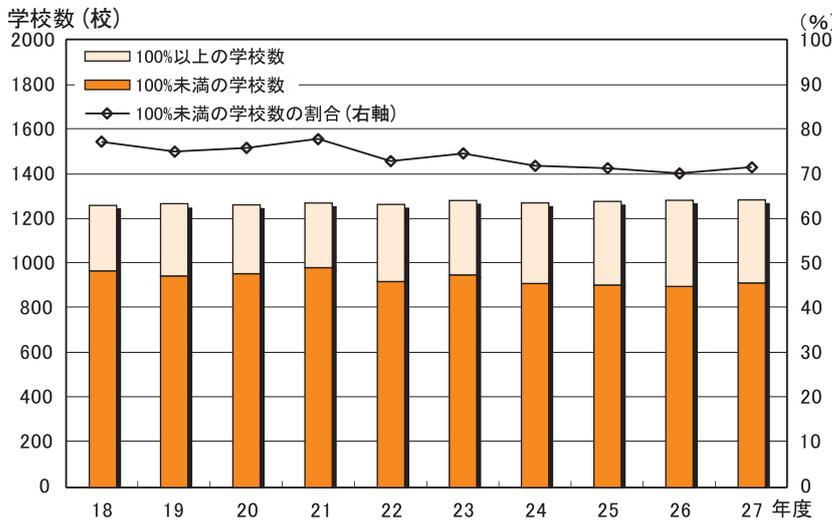
1校当たり 入学定員の区分	年度	集計 学校数	入学定員 A	志願者 B	受験者 C	合格者 D	入学者 E	志願倍率 B/A	合格率 D/C	歩留率 E/D	入学定員 充足率 E/A
			人	人	人	人	人	倍	%	%	%
100人未満	26	58	3,693	5,458	5,384	4,820	2,638	1.48	89.52	54.73	71.43
	27	60	3,740	5,364	5,266	4,748	2,591	1.43	90.16	54.57	69.28
100人以上 200人未満	26	213	31,906	63,140	62,130	57,142	26,811	1.98	91.97	46.92	84.03
	27	214	32,131	61,317	60,363	56,572	27,002	1.91	93.72	47.73	84.04
200人以上 300人未満	26	369	89,075	228,680	224,798	206,029	76,956	2.57	91.65	37.35	86.39
	27	368	88,910	230,504	226,096	207,364	76,368	2.59	91.72	36.83	85.89
300人以上 400人未満	26	269	90,541	267,923	262,696	239,364	81,161	2.96	91.12	33.91	89.64
	27	273	91,950	273,083	267,611	245,865	82,517	2.97	91.87	33.56	89.74
400人以上 500人未満	26	202	87,643	275,249	270,788	247,463	75,279	3.14	91.39	30.42	85.89
	27	198	85,873	263,846	259,691	237,381	72,161	3.07	91.41	30.40	84.03
500人以上 600人未満	26	96	51,518	155,385	152,297	140,691	41,775	3.02	92.38	29.69	81.09
	27	93	49,903	145,071	141,860	132,575	39,772	2.91	93.45	30.00	79.70
600人以上 800人未満	26	63	41,568	127,882	124,707	115,597	33,421	3.08	92.69	28.91	80.40
	27	64	41,984	128,419	125,082	114,555	33,407	3.06	91.58	29.16	79.57
800人以上 1000人未満	26	10	8,580	24,910	24,707	22,447	6,760	2.90	90.85	30.12	78.79
	27	12	10,360	36,057	35,731	31,275	8,181	3.48	87.53	26.16	78.97
1000人以上	26	4	5,980	22,395	21,737	18,928	3,662	3.74	87.08	19.35	61.24
	27	3	4,620	14,831	14,323	13,546	2,918	3.21	94.58	21.54	63.16
合計	26	1,284	410,504	1,171,022	1,149,244	1,052,481	348,463	2.85	91.58	33.11	84.89
	27	1,285	409,471	1,158,492	1,136,023	1,043,881	344,917	2.83	91.89	33.04	84.23

※全国の高等学校を1校当たり入学定員の人数により区分した。

○規模別の動向(表3)  
27年度において志願倍率が最も高いのは、1校当たりの入学定員が800人以上1000人未満の学校で、以下、1000人以上、400人以上500人未満の学校となっています。一

方、入学定員充足率が最も高いのは、300人以上400人未満の学校で、以下、200人以上300人未満、100人以上200人未満の学校となっています。志願倍率の高い入学定員の区分と、

図 最近10年の入学定員充足状況



年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
100%以上の学校数	291	318	306	285	344	327	360	370	384	367
100%未満の学校数	971	948	958	988	920	954	914	909	900	918
(100%未満の割合)	76.9%	74.9%	75.8%	77.6%	72.8%	74.5%	71.7%	71.1%	70.1%	71.4%
合計	1,262	1,266	1,264	1,273	1,264	1,281	1,274	1,279	1,284	1,285

○私立高等学校の入学定員充足状況(図)  
18年度において、入学定員充足率が100%未満の学校は971校で、全体の76.9%の割合でした。27年度は918校で、全体の71.4%

入学定員充足率の高い入学定員の区分とは、必ずしも一致していないことが読み取れます。

の割合となっています。15歳人口の減少の中でも、ここ数年は改善している傾向が読み取れます。

問い合わせ先(私学振興事業本部)  
私学経営情報センター 私学情報室  
TEL 03(32330)7849・7850  
Eメール center@shigaku.go.jp

# 平成27年度 私学スタッフセミナーの報告

近年、学校法人においては、安定した財政基盤の構築や、教育研究の質の向上が喫緊の課題となっており、財政運営と教学の一体改革に取り組むことが何より必要となっています。

私立大学等を取り巻く環境が高度化・複雑化する中、大学改革には教職協働が不可欠であり、特に、職員の能力開発が重要性を増しています。そこで、将来学校経営の中核を担う若手職員を対象に、大学改革に向けた知識の習得と意欲形成を図ることを目的として、本年も2泊3日の日程で「私学スタッフセミナー」を開催いたしました。各法人32歳以下かつ入職3年目以降の大学及び短期大学職員を対象として募集し、箱根会場、広島会場合わせて48法人、48名にご参加いただきました。

- このセミナーの特長は次のとおりです。
- ① 4人1組のグループワークが中心
  - ② グループ対抗のディベートがある
  - ③ 発言する機会が多い
  - ④ 同世代の職員と語り合える
  - ⑤ 基礎的な知識（高等教育行政、私立学校法、学校法人会計、財務分析等）を短期間に習得できる
  - ⑥ 講師と率直な意見交換ができる

セミナー終了後、アンケートにご協力をいただきましたので、その一部を紹介いたします。

- ・ 入職以来、異動もなく、後輩もいなかったため、人に説明したり、大きな決断をすることがなかったが、今回機会に恵まれ、決断力や調整力が身についたと思う。
- ・ 学内では飽和状態だったアイデアが、皆さんとの交流により整理されて、可能性を広げることができた。
- ・ 大学を取り巻く環境の変化をいち早く読んでいけるよう、知識を増やし、いろいろな提案をして、大学経営を担う職員を目指したい。
- ・ 職員として必要な知識が欠如していたことがわかり、担当の業務以外で



チームが対面してのディベート（箱根）

- も勉強をしていかなければと思った。
- ・ ディベートの事例大学のように、学校経営を楽観せず、あらゆるリスクマネジメントに対応していきたい。
- ・ 様々な大学（規模や環境）の状況を知らることができた。
- ・ 講師の方と距離が近くて良かった。
- ・ 他の法人職員の考えや意識の高さを知ることができたことが、代えがたい成果だった。
- ・ 業務だけでなく、大学全体を知り、危機意識を持ち、将来を明るくするビジョンを持った職員になりたい。

セミナー終了時には、多くの参加者

から「職員の役割と重要性を再認識した」という意見や、「大学改革に向けてさらに努力していきたい」との決意表明がありました。アンケートの内容からも、本セミナーが参加者にとって有意義であり、職員の可能性について考える機会となったことが伝わってきます。私学事業団では、来年度も引き続き職員の能力開発に貢献してまいりたいと考えています。

問い合わせ先（私学振興事業本部）  
私学経営情報センター 私学情報室  
TEL 03(3230)7849・7850  
Eメール center@shingaku.go.jp

## ◆私学スタッフセミナー（2泊3日合宿形式）

開催場所・日時：①【箱根 対岳荘】27年9月16～18日  
②【広島ガーデンパレス】27年10月21～23日

対象：32歳以下かつ入職3年目以降の大学及び短期大学職員  
参加：箱根会場・広島会場ともに24法人

### ○1日目

時間	研修内容等
13:00～	開会・オリエンテーション
14:10～	講演①「私学事業団の業務概要について」 私学経営情報センター職員
15:00～	講演②「学校法人会計基準」 私学経営情報センター職員
16:00～	講演③「財務分析と経営計画」 私学経営情報センター職員
17:00～	講演④「大学職員の心得」 [箱根] 佐藤清彦氏（学校法人ソニー学園 理事） [広島] 石田みゆき氏（学校法人福島学院 理事）
19:00～	懇親会

### ○2日目

時間	研修内容等
09:10～	講演⑤「私学行政と大学改革の現状」 [箱根] 大河原遼平氏（文部科学省高等教育局 私学部参事官付専門官 弁護士） [広島] 井戸清隆氏（文部科学省高等教育局 私学部参事官付学校法人経営指導室長）
11:00～	講演⑥「私立学校法解説」 私学経営情報センター職員
12:50～	演習（グループワーク）

### ○3日目

時間	研修内容等
08:30～	演習（ディベート）
10:50～	演習総括
11:10～	修了証書授与・閉会

※講師肩書は講演時、敬称略

魅力あふれる学校づくりを目指して

私学だからこそユニークな総合高校を目指して

連載 ③⑥

学校法人 洛陽総合学院 洛陽総合高等学校校長 土屋 順敬

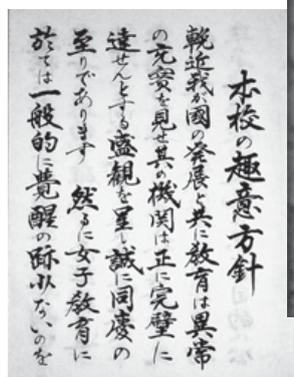
洛陽総合高等学校は、大正13年に創立された洛陽高等技芸女学校を母体とし、洛陽女子高等学校を経て、平成11年、男女共学の洛陽総合高等学校となりました。校名は変化しましたが、京都市中京区円町という恵まれた立地と、2万余の卒業生一人一人に伝えてきた精神が変わるところはありません。それは、私学ならではの「生きる力の養成」にこだわった教育です。

生きる力の育成という理念を戦前に確立

学園創立者の土屋せいはいは、大正の京都の空気の中で、女性の生き方、職業の在り方を模索し続けた人でした。「人は実社会で生きる力を持たねばならない。そのためにも若い時に、職業的技術を持たねばならない」という彼女の信念のもと、創立されたのが洛陽高等技芸女学校だったのです。

彼女が昭和11年、本校の趣意方針と題して支援者に宛てた文書が残されています。

「公立の高等女学校は5か年の普通教育を終えても、学術技芸共に何の特



創立者 土屋せい

色もなく、漠然たる平凡な人物を生んでるに過ぎない」それに対し本校では、中等教育で真に必要な必須科目を厳選し、他の時間は実践的な職業教育に充てる、と宣言しています。知性に加えての技術教育、そして強い心を育てる人間教育を実践しました。「誠実」「勤労」「忍耐」「温和」という校訓はまさに女子の自立を促すものでした。この規律と職業教育は、戦後、洛陽女子高等学校としての再出発のちも引き継がれます。

昭和22年より2代目の校長となった土屋智嗣は、高度経済成長期の生徒数の増大に応じるべく、積極的に校舎の増改築を行うとともに、時代に応じた施設の導入に力を注ぎました。ミシン、ピアノ、ワープロ、トレーニングジム…。特別教室の充実と、それを使いこなす授業は、まさに洛陽にしかできない実践的な高校教育の場となりました。

しかし昭和50年代に入り、大学進学率が高まるとともに、洛陽女子高等学校の実践教育、女子教育としての厳しい躰の教育は、中学生や父兄から敬遠されるようになりました。生徒数が漸減する中、平成5年に3代目の校長となった私は、先代校長と話を重ね、男女共学、そして総合高校への転換を実施することとしました。そして11年、洛陽総合高等学校として第3のスタートを切るようになりました。

総合学科高校としての中途半端な格闘

ご存じのとおり総合学科を設置する高校は、商業科や工業科のような実務教育重視の学校ではなく、普通科の科目を軸に、系列ごとに選択科目を揃え、将来の職業選択の準備を行う学校です。

本校では発足当初、人文・自然科学系列、情報科学系列、生活文化系列、保育教養系列、健康スポーツ系列の5

系列でスタートしました。新出発直後は総合高校の目新しさもあり、大変な人気となって、定員の倍を超える生徒が集まりました。しかし、その後の入学者数は公立高校入試の難易度に影響されることが多く、入学者数には波がありました。

公立高校入試の動向に左右されず、中学生から本校を選んでもらえるにはどのようにすればいいのか、当時は総合学科としての在り方を模索している段階でした。例えば保育系列を卒業しても、生徒に保育士の資格が出るわけではありません。あくまでも「進学のための心構え」として幼児教育などを学ぶものでした。もちろん、多くの大学や短大、専門学校と提携し、高大連携での生徒のモチベーション維持に努め、卒業生が納得できる進路作りを心がけました。就職先の開拓にも力を注ぎましたが、長期の不況と企業の高卒採用の減少もあり、就職面での苦労も絶えませんでした。進学にも就職にも中途半端な状態であり、また本校ならではの特色も見えにくい状態でした。

個々の発展、古都の発見

そこで22年頃から、ゆつくりと、しかし確実な学校改革に取り組み始めました。

まず心がけたのは、生徒一人一人に寄り添う教育です。本校に入学する生

徒には、不登校やコミュニケーション力に欠けるなど、問題を抱えた生徒も少なくありません。そんな彼らを、1年次には二人担任で支え、家庭との連絡も密に取るよう心がけました。

当時の本校のパンフレットのコピーは、「ここならなれる、一番星」というものです。中学校で誉められた経験のない、達成感を知らないで育ってきた生徒に対して、何でもいいから、できることを探そう、と呼びかけたのです。総合学科の高校ならではの系列選択、科目選択を通して、まず「自分でもできる」という自信：「生きる力」を育もうというものです。

次に、各系列の中で「京都」色を強めることを心がけました。

本校の卒業生の多くは、卒業後も京都で生活しています。本校は幸い、京都市の中心部に位置しており、生徒たちは通学で世界遺産の街を行き来しています。この京都について学ぶことで、学びと生活を結びつけることができると考えてのことです。

現在、本校の系列は「教養系列」「情報系列」「調理系列」「美術・工芸系列」「保育・福祉系列」の5系列となっていますが、例えば調理系列では京都の有名料亭の調理師さんから直接学べる機会を設けています。美術・工芸系列では京都の伝統の職人技に触れることができます。京都の歴史や文学を学ぶ科目も準備しています。各系列に「京

都」という視点を設けることで、親しみやすく面白い授業ができるようになったと思います。

また1年次には、中学校までの基礎学力を見直す「学びなおし」の授業を取り入れています。「わかると、かわる」をモットーに、覚えるのではなく理解に努める教育を基本科目で行うようにしたのです。さらに、「産業社会と人間」という総合学科の必修科目も、多くの外部講師を招いたり、多様な事業所に出向いたりして様々な仕事や世界を知り、系列選択の参考になるように配慮しています（本校では1年の秋に個々が系列を選択します）。

また三つのコースから選べる海外修学旅行、京セラドーム大阪で行う体育祭、クラスや有志の出し物で盛り上がる文化祭などの行事も充実させました。部活動でも、ボウリング部や空手道部などが全国レベルの活躍をするほか、情報系列の生徒が作った映像がNHKで取り上げられるなど、課外活動も盛んになってきました。



有名料亭より講師を招く



NHK Eテレの番組で放映

**新校舎の完成で、さらに  
きめ細かい教育を**

教育面の改革と並行して、新校舎の建築にも22年から取り組みました。授業を行いながらの建築ということでは期間がかりましたが、27年12月、4期にわたった工事が終わり、新校舎をフルに活用した授業が行えるようになりました。



新校舎の特徴は、「オープンスペースの広さ」です。1階の図書室ホール、空中庭園（は少し大きですが）と呼ばれる3階の中庭、レリーフの置かれた談話スペース、そして、各教室がつながっているバルコニー。生徒が、どこかお気に入りの場所を作れるよう、自由に使うてよいスペースを広く取ったのです。

そして「壁の無い」職員室。全科の教師が集う広い職員室には、壁はありません。カウンター越しに生徒がどんな話しかけています。数年前とは明らかに生徒の目が変わり、明るい学校になっていきます。進学や就職も、自分

たちが納得できる進路選びができるようになってきました。

おかげさまで入学志願者は急速に回復し、特に専願志願者が増加しているのは喜ばしいことです。生徒の満足度も上がっています。もちろん、まだまだ課題はあります。教科書にこだわらない授業を行うための、教師の教育力の向上、「緩やかな、しかし毅然とした」人間教育の実施、スマートフォン時代の交友関係の指導、などが当面のテーマとなりそうです。しかし、若い教員が生徒から学び、ともに伸びることで、より良い学園になると信じています。総合学科は、時代や生徒のニーズに応じて進化していける学科です。これからも、地元の人から愛され進化・成長していける高校、それが私の目指す洛陽総合高等学校です。



廊下と直結した職員室は生徒との距離が近くなる

◆◆◆寄稿者紹介◆◆◆

**土屋 順敬（つちや のぶひろ）**  
1993年より現職。学校法人洛陽総合学院理事長も兼任。

## 退職時の手続き

### 資格・短期給付・年金等給付・保健事業・貸付け

加入者が退職する際には、様々な手続きが必要です。保健事業の中には早めの手続きする必要があるものもありますので、ご注意ください。

また、本誌に同封した「退職者向けリーフレット」も併せてご利用ください。リーフレットは私学共済ホームページ「事務担当者用ログインページ」にも掲載しています。

#### 資格関係

#### 業務部 資格課

#### 資格喪失報告書の提出

教職員が退職したときは「資格喪失報告書」を退職日から10日以内に提出してください。

退職日の翌日（資格喪失日）から加入者としての資格がなくなり、加入者証やその加入者の家族の加入者被扶養者証は使用できなくなります。資格喪失報告書に加入者証や加入者被扶養者証を添付して返納してください。また、私学事業団から高齢受給者証や限度額適用認定証等が交付されているときは、これらの証も併せて返納してください。

なお、年金等給付の加入者期間は資格喪失日の属する月の前月までとなります。月末に退職したときは退職月まで、月途中で退職したときは、退職月の前月までが加入者期間になります。

とはできません。資格喪失後の給付として傷病手当金や出産手当金を受けることはできません（後段の短期給付の項を参照）。

・貸付けや貯金等を除いた福祉事業  
※年金等給付は継続できませんので、60歳未満の人は、国民年金等への加入手続きをしてください。

#### 【任意継続加入者になれる期間】

任意継続加入者になれるのは、最長で2年間です。ただし、加入者が後期高齢者医療制度に該当したときは資格喪失となります。このため、2年経過前に75歳を迎える人の加入者証等は、75歳の誕生日の前日までの有効期限内になります。

#### 【任意継続加入の手続き】

退職者が要件に該当し、任意継続を希望する場合は「任意継続加入者申出用資格喪失報告書」を退職日から20日以内に提出してください。後日、加入者の住所宛てに「任意継続加入者証（加入者被扶養者証）」と「任意継続掛金納付通知書」、「任意継続加入者のしおり」等を送付します。

納付通知書を受け取ったら直ちに掛金を納付してください。納付期限までの納付が確認できないと、任意継続加入者の資格を喪失又は資格取得が取り消しになりますのでご注意ください。

#### 出産費

したときは受けることができません。なお、資格喪失後の給付に付加給付はありません。

退職日まで引き続き1年以上加入者であった人が資格喪失後6か月以内に出産したときは、出産費を受けることができます。

①資格喪失後、国民健康保険に加入したときは、私学共済制度の資格喪失後の出産費を受けてください。

②資格喪失後、被扶養者になったときは、家族出産費（又は家族出産育児一時金）を受けるか、私学共済制度の資格喪失後の出産費を受けるか、どちらか一方を選択することになります（両方は受けられません）。

※「直接支払制度」を利用するときは、「私学事業団から資格喪失後の出産費を受ける資格がある旨」の証明書を医療機関等に提出することになります。証明書は本人が文書（任意の書式）で請求してください。

※「受取代理制度」を利用するときは、出産予定日の2か月前以降に「出産費申請書（受取代理用）」で申請してください。

#### 出産祝品

#### 福祉部 保健課

私学共済制度の資格喪失後の出産費を受け、引き続き養育する場合は、出産祝品が贈呈されます（申し出は不要です）。

#### 任意継続加入の申し出

【加入の要件】  
退職日まで引き続き1年と1日以上  
の加入者期間がある人  
ただし、過去の任意継続加入者であった期間は通算できません。

#### 【利用できる給付等】

任意継続加入者とその被扶養者は、次の給付や事業を利用できます。  
・保険診療などの短期給付  
ただし、傷病手当金などの休業給付は任意継続加入者として受給すること

#### 短期給付関係

#### 業務部 短期給付課

退職後も、次の資格喪失後の給付を受けることができます。

ただし、他の健康保険制度（国民健康保険を除きます）に本人として加入

### 出産手当金

退職日まで引き続き1年以上加入者であった人が、退職時に出産手当金を受けていたときは、出産日後56日までの期間について出産手当金を受けることができます。

また、退職日までは給付額以上の給与が支払われていたため出産手当金を受けていなかった人も、出産日後56日までの期間について受けられます。

ただし、在職中は休業せず退職日まで勤務していた場合は受けることができません。

### 傷病手当金

退職日まで引き続き1年以上加入者であった人が、退職後も労働能力がななく療養している状態が継続している場合は、受給期間1年6か月を限度として傷病手当金を受けることができます。

①退職時に傷病手当金を受けていたときは、継続して受けることができます。

②在職中に傷病手当金を受ける要件を満たしながら、給付額以上の給与が支払われていたため傷病手当金を受けていなかった人も対象となります。

なお、雇用保険の基本手当を受けるため求職の申し込みをしたときは、傷病手当金の対象となりません。

また、障害給付（年金又は一時金）及び退職・老齢を事由とする年金を受けている場合には、傷病手当金を受けることができません。

ただし、支給される年金の日額が傷病手当金の日額を下回るときは、その差額を傷病手当金として受けられます。

### 埋葬料

加入者が退職後3か月以内に死亡したときは、埋葬料を受けることができます。

### 年金等給付関係 年金部 年金第一課

#### 老齢・退職の年金の決定を受けていない人が退職した場合

老齢・退職の年金を受給するには、原則25年以上の公的年金制度の加入期間があることが前提ですが、年齢に応じて、次のような要件があります。

#### 【65歳未満の老齢・退職の年金】

特別支給の退職共済年金又は老齢厚生年金の支給開始年齢は、昭和28年4月1日以前に生まれた人は60歳、昭和28年4月2日から昭和30年4月1日までに生まれた人は61歳です。

被用者年金制度一元化前は、私学共済の加入者期間が1年以上あることが必要でしたが、一元化後は私学共済と厚生年金保険、公務員共済組合の加入期間の合計が1年以上あれば、受給権が発生することとなりました。

#### 【65歳からの老齢・退職の年金】

私学共済の加入者期間が1か月以上で受給権が発生します（一元化前は在職中の人は私学共済の加入者期間が1年以上あることが要件でした）。

#### ●請求手続き

在職中に支給開始年齢に到達、又は支給開始年齢到達後に加入者期間が1年以上になった人については、学校法人等宛てに請求手続きの案内をお送りしています。未請求の場合は、速やかに手続きをしてください。

年金の受給権が発生し、請求をしないまま5年を経過すると、時効により年金の受給権が消滅しますので、ご注意ください。

なお、昭和30年2月2日以後生まれの人で、支給開始年齢到達により年金の受給権が発生する場合は、支給開始年齢が同時期の実施機関の中で最後に加入した実施機関から受給権発生のか月前に請求手続きに関する案内が送付されます。

#### 老齢・退職の年金の決定を受けている人が退職した場合

平成27年9月以前に決定を受けた退職共済年金受給権者の場合は、10月以降の加入者期間で老齢厚生年金の決定が必要です。資格喪失を確認後、請求書を本人宛てに送付します。

なお、10月以降の老齢厚生年金受給者の場合は、手続きの必要はありません。退職後の年金は自動的に決定・改定を行います。

#### 【支給繰下げをしている人】

65歳以降の年金について支給繰下げを希望している場合は、退職しても年金の支給は開始されません。退職した月の翌月分から年金の受給を開始したい場合は、必ず退職する月の前に本事業団にご連絡ください。受給開始の手

続きに必要な書類を送付します。

【65歳未満でハローワークに求職の申し込みをした人】

求職の申し込みをしたときは、届出書が必要な場合がありますので、本事業団にご連絡ください。

【退職年金（新3階年金）の請求がある人】

引き続き私学の期間が1年以上ある人が65歳以降に退職（みなし退職含む）した場合は、「退職年金決定・改定請求書」を本人宛てに送付します。

【70歳の「みなし退職」後、実際に退職した人】

資格喪失を確認後、自動的に在職中の停止を解除し、本人宛てに通知します。

#### 国民年金への届け出

退職後、自営業又は無職となる60歳未満の加入者やその被扶養者は、市区町村の国民年金担当の窓口で国民年金の種別変更の届け出が必要です。

#### 保健事業関係 福祉部 保健課

#### 積立貯金の解約

送金を希望する月の前月25日（必着）までに、学校法人等を経て「積立貯金解約請求書」を提出してください。

資格喪失後は預り金となり、利息はつきませんで、必ず解約の手続きをしてください。預り金の払い戻し請求の消滅時効は10年です。

**積立共済年金の脱退**

退職する月の前月25日(必着)までに、学校法人等を経て「積立共済年金脱退申出書」と「積立共済年金給付金請求書」を提出してください。

資格喪失後も脱退申出書等の提出がない場合は、後日、本人宛てに未提出である旨を通知します。

※任意継続加入者になる場合は、継続して加入できます。

**● 給付コースの選択**

年齢や加入期間などの条件(受給資格)を満たした人が退職したときには、年金・一時金・終身保険・医療保険の各コースから選択することができます。

ただし、年金受給資格を満たしていない場合は、脱退一時金となります。

**【5月から年金で受け取る時】**

- ① 2月25日までに脱退申出書と給付金請求書を提出

(退職(脱退)時一時払掛金の払い込みを申し込む場合は1月25日が申し出の締め切りです)

- ② 3月分の掛金を振り替え後、選択したコースの給付を5月から開始

**【脱退一時金で受け取る時】**

- ① 2月25日までに脱退申出書と給付金請求書を提出

- ② 3月分の掛金を振り替え後、3月下旬に積立金残高を加入者の口座へ送金

なお、年金コースを選択する場合は、10年を限度として年単位で受給権の取得を繰り延べることもできます。

積立満了・中途脱退の場合の年金・一時金請求には、給付金額にかかわらず、印鑑証明書の提出は不要です。スタンプ印以外の印鑑を押印してください。

※夫婦終身年金を選択した場合には、戸籍謄本が必要となります。

**共済定期保険の脱退**

3月末日までに退職し、4月から9月まで(保険料納付済期間)の保障を希望しないときは、3月末日までに「退職脱退申出書」を学校法人等を経て提出してください。納付済み前期分の保険料は6月中に加入者の口座へ返金します。

なお、脱退の手続きを行わなかったときは、資格喪失後も9月までの期間に限り保障の対象とし、保険料は返金しません。

※任意継続加入者になる場合は、継続して加入できます。

また、2年以上加入している人は、引き続き「退職後保障プラン」に加入できますので、共済定期保険フリーダイヤルにお問い合わせください。

☎0120(716)267  
(平日午前9時～午後5時15分)

**● 給付請求の時効**

積立共済年金・共済定期保険の給付請求の時効は3年です。

**教職員生涯福祉財団のアイリスプラン**

退職するときの詳しい手続きについては、専用のフリーダイヤルにお問い合わせください。

☎0120(844)022  
(平日午前9時～午後5時15分)

**貸付関係 福祉部 貸付課**

貸付けは、学校法人等を退職することにより加入者資格を喪失したときは、即時に全額償還しなければなりませんので、**学校法人等を通じて払い込んでください**。なお、あらかじめ在職中に全額を任意償還することもできます。

**【資格喪失の確認後に即時償還をする場合】**

学校法人等が提出した「資格喪失報告書」を本事業団が確認すると自動的に即時償還の通知を行います。

**① 最終定期償還**

通常は資格喪失処理前に定期償還の決定処理が行われますので、退職後の定期償還が発生します。

**② 償還期限(払込期限)**

償還通知書の交付日から60日後が償還期限となります。

**③ 即時償還の額**

最終定期償還後の元金残と払込日までの経過利息の合計額です。

原則、3枚の払込取扱票を送付しますので、即時償還通知書を確認し、払込日に応じた払込取扱票を使用してください。

**● 資格喪失の事前受付と即時償還**

年度末に実施している事前受付で資格喪失を手続きした場合、4月の定期償還を決定する前に資格喪失が確認できるため、3月が最終定期償還になります(事前受付については、2月号に掲載予定です)。

**【在職中に任意償還をする場合】**

毎月15日(必着)までに「貸付金任意償還・団信制度脱退申出書」で申し出ると、任意償還の通知を行います。

**① 最終定期償還**

任意償還申出書の提出期限日の翌月の定期償還は発生せず、当月の定期償還が最終になります。

**② 償還期限(払込期限)**

最終定期償還の償還期限と同日です(例えば、貸付日2日の借受人が、3月15日までに任意償還の申し出をした場合、4月1日が償還期限となります)。

**③ 任意償還の額**

最終定期償還後の元金残額になりますが、半年払償還を併用している場合に限り、直近の半年払の償還月から払込日までの経過利息がかかります。

なお、償還期限(払込期限)を過ぎて払い込んだ場合、後日、学校法人等を通じて不足利息を請求します。

※即時償還額又は、任意償還額を事前に確認したい場合は、私学共済ホームページ▼**福祉事業**▼**貸付け償還額の試算**▼**試算ができます**のでご利用ください。

# 被扶養者認定申請書には 正しく、漏れなくご記入ください

業務部 資格課

被扶養者認定申請書において、記入漏れや誤り、書類の不備等があると、追加で書類を求めて返送したり、確認を要するため、手続きが遅れる場合や、誤った内容で決定されてしまう場合があります。

提出前に、学校法人等で、すべての項目に記入があるか、誤りや不備がないかを、必ずご確認ください。

本号では、特に記入漏れ等が多く、注意を要するものについて、ご案内します。

## 1 加入者番号

加入者の資格取得と同時に認定申請をする場合、加入者番号は、必ず、所属の学校の県コード、学種、学校番号を確認のうえ、学校番号までを記入してください。

また、加入者の再資格取得と同時に申請の場合に、前任校の番号を加入者番号欄に記入されている場合がありますが、新しい所属先の学校番号を記入してください。

## 2 加入者の年間所得推計額

加入者の年間所得推計額は、収入比較の基準となる重要なものです。加入者の年間の収入見込みの総額を、必ず記入してください。

資格取得と同時に申請の場合も、取得時から向こう1年間の見込みとなり、年度内のみの額等ではありませんので、ご注意ください。

学校法人等から受ける給与については、控除後の所得額ではなく、収入総額を記入してください。

なお、加入者が産休又は育休で、給与の減額等がある場合、休業前の給与が収入比較の基準となるため、休業前に確認されていた金額を記入してください。

また、加入者に学校法人等から受ける給与以外の恒常的な収入、例えば、他機関から受けている給与、年金、不動産所得や事業所得等があれば、その金額も学校法人等で確認のうえ、給与と合わせた額で記入してください。

## 3 扶養手当

申請をする被扶養者の扶養にあたって、学校法人等から加入者に対し、扶養手当の支給がある場合には、「有」に○をつけ、金額を明記してください。

なお、私学事業団で被扶養者に認定された場合に扶養手当を支給するとうときは、申請する時点では扶養手当の支給は「無」となりますので、ご注意ください。

## 共済業務

1

資格取得と同時に申請の場合でも、学校番号を忘れずに記入してください。  
再資格取得と同時に申請の場合は、新しい所属学校の学校番号を記入してください。

2

加入者の向こう1年間のすべての収入の見込み額を記入します。  
給与・年金  
…控除前の収入総額を記入  
その他の収入  
…所得額を記入

3

扶養手当の支給があれば、「有」とし、金額を記入してください。

スチュワードシップ活動(株主議決権行使を含む) 報告を公表しました

資産運用部

私学事業団では、金融庁が定めた日本版スチュワードシップ・コード(※1)を受け入れ、「スチュワードシップ責任(※2)」を果たすための方針を公表しています。

そのため、運用受託機関が行った平成26年度の株主議決権行使を含むスチュワードシップ活動について、私学共済ホームページ(年金資産の運用)に掲載しましたのでご覧ください。

### ※1 機関投資家が、受益者(本事業団の場合)は加入者」と投資先

企業の双方を視野に入れ、「責任ある機関投資家」としてスチュワードシップ責任を果たすに当たり有用と考えられる諸原則を定めたものです。

### ※2 投資先の日本企業やその事業

環境等に関する深い理解に基づく建設的な「目的を持った対話」などを通じて、当該企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、受益者(本事業団の場合)は加入者)の中長期的な投資リターンを拡大を図る責任のことであります。

## 開催期間 2月2日(火)～3月3日(木) 各地で開催

開催地	会場及び所在地	開催日
東京※	文京区湯島1-7-5 東京ガーデンパレス 2階「高千穂」	2/8(月)
		2/9(火)
		2/15(月)
横浜※	横浜市中区山下町3-1 神奈川県民ホール 大会議室	2/16(火)
		2/17(水)
厚木	厚木市栄町1-16-15 厚木商工会議所 大会議室	2/15(月)
新潟	新潟市中央区幸西3-3-1 新潟会館 1階「カトリア」	2/16(火)
長岡	長岡市今朝白2-7-25 パストラル長岡 3階「松の間」	2/17(水)
富山	富山市新総曲輪4-18 富山県民会館 611号室	3/3(木)
金沢	金沢市鞍月2-1 石川県地場産業振興センター 本館第2研修室	3/2(水)
福井	福井市手寄1-4-1 AOSSA6階 福井市地域交流プラザ 研修室607	3/1(火)
甲府	甲府市丸の内1-5-4 恩賜林記念館 大会議室	2/12(金)
長野	長野市中御所岡田131-4 ホテル信濃路「信濃」	3/2(水)
松本	松本市中央1-23-1 松本商工会館 602・603会議室	3/3(木)
岐阜	岐阜市藪田南1-11-12 岐阜県水産会館 大会議室	2/24(水)
静岡	静岡市葵区追手町9-26 静岡県私学会館 5階大会議室	2/3(水)
浜松	浜松市中区城北1-8-1 浜松市勤労会館「Uホール」 23会議室	2/2(火)
沼津	沼津市大手町1-1-4 ブラサヴェルデ 407会議室	2/4(木)
名古屋	名古屋市中区錦3-11-13 名古屋ガーデンパレス 3階「明倫」	2/23(火)
津	津市上浜町1-293-4 三重私学青少年会館 大研修室	2/25(木)
大津	大津市におの浜1-1-20 ピアザ淡海県民交流センター 2階203号室	3/2(水)
京都	京都市上京区丸鳥通り下長者町上ル龍前町605 京都ガーデンパレス 2階「葵」	3/1(火)
大阪	大阪市淀川区西宮原1-3-35 大阪ガーデンパレス 2階「桜・桐」	2/23(火)
神戸	神戸市中央区北長狭通4-3-13 兵庫県私学会館 大ホール	3/3(木)
奈良	奈良市登大路町36-2 奈良商工会議所 地下AB会議室	2/25(木)

開催地	会場及び所在地	開催日
和歌山	和歌山市茶屋ノ丁2-1 和歌山県自治会館 304会議室	2/24(水)
倉吉	倉吉市駄経寺町212-5 倉吉未来中心 1階セミナールーム1	2/2(火)
松江	松江市殿町8-3 鳥根県市町村振興センター(タウンプラザしまね)大会議室1	2/3(水)
益田	益田市あけぼの東町2-1 マスタセントラルホテル	2/4(木)
岡山	岡山市北区下石井2-6-41 ピュアリティまきび(公立学校共済組合岡山宿泊所)	2/23(火)
広島	広島市東区光町1-15-21 広島ガーデンパレス 2階「錦」	2/25(木)
福山	福山市三吉町1-1-1 東部総務事務所 第3庁舎8階 第381会議室	2/24(水)
山口	山口市大手町2-18 山口県教育会館 第1研修室	2/3(水)
周南	周南市徳山5854-41 周南市文化会館 練習室1	2/4(木)
徳島	徳島市幸町3-55 ホテル千秋閣「鷹」	2/17(水)
高松	高松市番町1-10-35 香川県社会福祉総合センター 7階第2中会議室	2/18(木)
松山	松山市北持田町139-2 愛媛県生活文化センター 第1研修室	3/3(木)
高知	高知市本町5-3-20 高知共済会館 COMMUNITY SQUARE 3階中会議室「藤」	3/1(火)
福岡	福岡市中央区天神4-8-15 福岡ガーデンパレス 1階「ガーデンホール」	3/1(火)
久留米	久留米市東町272-4 久留米学園高等学校	3/2(水)
北九州	北九州市小倉北区大門1-5-1 西日本工業大学小倉キャンパス 大学院・地域連携センター401教室	3/3(木)
佐賀	佐賀市水ヶ江1-2-20 佐賀市民会館 第1会議室	2/18(木)
長崎	長崎市桜町9-6 長崎県勤労福祉会館 第2・第3中会議室	2/16(火)
佐世保	佐世保市稲荷町2-28 佐世保市労働福祉センター 小会議室A	2/17(水)
熊本	熊本市中央区水前寺1-33-18 水前寺共済会館 1階「鳳凰」	2/25(木)
大分	大分市金池町3-1-64 大分県中小企業会館 大会議室	2/4(木)
宮崎	宮崎市瀬頭2-4-5 宮崎県市町村職員共済組合 ひまわり荘 中会議室(尾鈴)	2/2(火)
鹿児島	鹿児島市鴨池新町1-8 鹿児島県青少年会館 大ホール	2/24(水)
那覇	那覇市旭町116-17 沖縄県市町村自治会館 第2・第3会議室	2/3(水)

# 平成27年度 第2回 私学共済事務担当者連絡会

広報相談センター 相談班

平成27年度第2回私学共済事務担当者連絡会を次のとおり開催します。

連絡会は、事務担当者の皆さんに最新の情報をお知らせすることを目的としていますので、ぜひご出席ください。

また、日頃の業務に関するご質問等も受け付けています。

## ●開催内容

- 1 平成28年度の掛金等率
- 2 マイナンバーの取り扱い
- 3 短時間労働者への適用拡大の対象校
- 4 医療保険制度改革に伴う取り扱いの変更
  - 1) 標準報酬月額及び標準賞与額の上限改正
  - 2) 短期給付にかかる取り扱いの変更
- 5 年金にかかる事務の取り扱い
  - 1) 退職年金（新3階年金）の請求手続き
  - 2) お問い合わせの多い内容
- 6 各業務からのお知らせ
  - 1) 資格関係
    - (1) 資格取得・資格喪失報告書等の事前受付
    - (2) 資格取得報告書等への基礎年金番号の記入
    - (3) 被扶養者認定申請書の記入についての注意事項
    - (4) 被扶養者資格の確認
    - (5) 被扶養者再審査の結果報告の送付
  - 2) 保健関係
    - (1) 特定健康診査・特定保健指導
    - (2) 3月末退職に伴う手続き  
(共済定期保険、積立共済年金、アイリスプラン)
    - (3) 任意継続加入者となった場合  
(共済定期保険、積立共済年金、アイリスプラン)
    - (4) 共済定期保険の募集資料送付方法の変更
  - 3) 貸付関係  
資格喪失時の貸付金償還方法
  - 4) 広報関係
    - (1) 私学共済ホームページをご利用ください
    - (2) 広報刊行物等の配付のお願い
  - 5) 相談関係  
「ねんきん定期便」を送付します

## ●開催時間

午後1時30分～4時

出席にあたり、事前申し込みは必要ありません。

## ●出席カードの記入

連絡会当日は、出席カード（会場で配付するテキストについています）を記入していただきますので、必ず学校記号番号を確認のうえご出席ください。

## ※連絡会を2回以上開催する地区

開催地	開催日	対象学種
東京	2/8(月)	大学、短期大学、高専、専修学校
	2/9(火)	高等学校、中学校、小学校、幼稚園
	2/15(月)	幼稚園、特別支援学校、各種学校
横浜	2/16(火)	幼稚園を除く全学種
	2/17(水)	幼稚園

対象学種の日又は会場に出席できない場合は、都合に合わせて他の学種の日又は他の会場に出席してください。

## ●会場・開催日一覧

開催地	会場及び所在地	開催日
札幌	札幌市中央区北1条西6 札幌ガーデンパレス 2階「孔雀・白鳥(2)」	2/16(火)
函館	函館市湯川町1-32-2 函館アリーナ 多目的会議室B-3	2/18(木)
旭川	旭川市常盤通1 旭川商工会議所 道北経済センター 6階研修室	2/24(水)
北見	北見市北3条東1 北見商工会議所 北見経済センター 2の1会議室	2/25(木)
帯広	帯広市西3条南9-1 帯広商工会議所 帯広経済センター 研修室	3/2(水)
釧路	釧路市幣舞町4-28 釧路市生涯学習センター 学習室703	3/3(木)
青森	青森市安方1-1-40 青森県観光物産館「アスパム」 6階「岩木」	2/24(水)
八戸	八戸市根城8-8-155 八戸市総合福祉会館 3階大会議室	2/25(木)
盛岡	盛岡市内丸11-2 岩手県公会堂 21号室	2/17(水)
一関	一関市大手町3-40 岩手日報一関ビル 2階会議室	2/18(木)
仙台	仙台市宮城野区榴岡4-1-5 仙台ガーデンパレス 2階「鳳凰」	2/16(火)
秋田	秋田市山王5-9-6 ふきみ会館 3階「鳳凰の間」	2/16(火)
山形	山形市緑町1-2-36 遊学館(山形県生涯学習センター) 第1研修室	2/18(木)
酒田	酒田市浜田1-3-47 天真学園高等学校	2/17(水)
福島	福島市上町4-25 福島テルサ 研修室「しのぶ」	2/2(火)
郡山	郡山市南2-52 ビッグパレットふくしま マルチパーパスルーム2	2/3(水)
いわき	いわき市平字田町120 いわき産業創造館 セミナー室A	2/4(木)
水戸	水戸市千波町東久保697 茨城県立県民文化センター 集会室1号・2号・3号	2/9(火)
宇都宮	宇都宮市昭和1-2-16 栃木県自治会館 301会議室	2/10(水)
前橋	前橋市野中町361-2 (公財)群馬県勤労福祉センター 第1・2会議室	2/18(木)
さいたま	さいたま市浦和区常盤6-4-21 埼玉県勤労者福祉センター ときわ会館 501会議室	2/10(水)
川越	川越市脇田本町15-13 東上パールビルディング	2/12(金)
千葉	千葉市中央区中央4-13-10 千葉県教育会館 203会議室	2/9(火)
柏	柏市南柏中央6-1 ウィンズ南柏	2/10(水)



**共済事業本部**  
 〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5  
**☎03(3813)5321(代表)**  
 ご照会の際には、学校記号番号、加入者番号が  
 確認できるものをお手元にご用意ください。

## 確定申告用の書類送付

### 1 住宅貸付の借受者

平成27年に住宅貸付を借り受けた人や、27年中に自己の居住の用に供した人の「住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書」を、1月中旬に学校法人等宛てに送付します。残高証明書は、確定申告により住宅借入金等特別控除を受けるために必要となります。

なお、残高証明書は「工事等完了届(様式第8号)」の提出がないと発行されませんので、未提出の場合は速やかに提出してください。

※26年以前から住宅貸付を借り受け、自己の居住の用に供していた借受者の残高証明書は、年末調整用として、昨年10月16日に学校法人等宛てに発送しています。また、年末調整用の残高証明書を発行した後に、任意償還等により年末残高や償還回数に異動が生じた人には、異動後の残高証明書を1月中旬に学校法人等宛てに送付します。 **【福祉部 貸付課】**

### 2 任意継続加入者

平成27年分任意継続掛金の納付が27年10月20日までに確認された人には、「平成27年分任意継続掛金納付証明書」を10月27日に発送しました。それ以降に初めて当該年分の掛金納付が確認された人には、「納付証明書」を1月下旬に送付します。 **【業務部 掛金課】**

### 3 年金受給権者

老齢・退職の年金は所得税法上、課税の対象となりますので、これらの年金を受給している人には、「平成27年分公的年金等の源泉徴収票」を「共済だより」第54号と同封で1月中旬に送付します。

なお、在職中などで平成27年中に年金の支払いがなかった人へは送付しません。 **【年金部 年金第二課】**

## 「給付金等送金記録のお知らせ」の送付

平成27年7月～12月までに学校法人等へ送金した短期給付金等の内容を記載した「給付金等送金記録のお知らせ」を1月下旬に加入者住所宛てに送付します。

**【業務部 短期給付課】**

## 退職者向けリーフレットの送付

退職の際の私学共済に関する様々な手続きをまとめたリーフレット〔平成28年1月発行〕を本誌に同封して送付しますので、退職を予定している加入者への説明等にご活用ください。 **【広報相談センター 広報班】**

## マイナンバー（個人番号）の取り扱い

私学事業団では、国税対応として、平成28年1月以降に、積立貯金において非課税貯蓄関係の書類を提出する場合や、積立共済年金、共済定期保険の給付金・保険金の請求の際に、本事業団又は引受保険会社から申告書への個人番号の記載等をお願いすることがあります。

また、28年1月以降に提出する「老齢・退職給付年金請求書」に添付する『公的年金等の受給者の扶養親族等申告書』(以下「申告書」といいます)には個人番号を記載してください。

平成28年分の「申告書」で、扶養親族を届け出された年金受給者には、今後、個人番号の調査票を本人宛てに送付する予定です。

その他、加入者、被扶養者、年金者等の個人番号の詳細な取り扱いについては、順次、私学共済ホームページ等でお知らせしていく予定です。 **【企画室】**

## 貸付けの申込締め切り日にご注意ください

2月22日(月)送金分は1月29日(金)が申込締め切り日となります。締め切り日(毎月15日・月末)が土・日・祝日のときは繰り上がりますのでご注意ください。

**【福祉部 貸付課】**

## 1月の共済業務スケジュール

4日(月)	掛金等 11月分納期限 貸付 送金
6日(水)	貸付 12月分定期償還期限
8日(金)	貯金 払込期限(必着)
15日(金)	貸付 2月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り
20日(水)	貯金 送金
22日(金)	貸付 送金
25日(月)	貯金 払戻・解約請求締め切り 積立共済年金 脱退申出等締め切り 共済定期保険 口座・住所変更申出締め切り
28日(木)	掛金等 12月分掛金等口座振替(自振校のみ) 貸付 1月分定期償還口座振替(自振校のみ)
29日(金)	貸付 2月22日送金申し込み締め切り

## 2月の共済業務スケジュール

1日(月)	掛金等 12月分納期限
2日(火)	貸付 送金
6日(土)	貸付 1月分定期償還期限
10日(水)	貯金 払込期限(必着)
15日(月)	貸付 3月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り



## 私学振興事業本部

〒102-8145 東京都千代田区富士見1-10-12

☎03(3230)1321(代表)

## 「魅力あふれる学校づくりを目指して」の記事募集

「月報私学」では、標題の特集記事を募集しています。学校で取り組んでいる様々な改革事例を投稿して下さる方、又は執筆者をご紹介して下さる方をお待ちしております。

大学のみならず専修学校・高等学校・中学校・小学校・幼稚園の改革事例も募集しておりますので、詳しくは私学事業団ホームページ〔広報誌・刊行物一覧▶月報私学▶特集記事募集〕をご覧ください。

また、過去に掲載した記事の一覧を、「連載記事のアーカイブ」として掲載していますので、そちらも参考にしてください。皆様からの応募をお待ちしております。

### ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ 過去の掲載記事 ◆ ◆ ◆ ◆ ◆

掲載号	掲載法人	タイトル
12月号 (VOL.216)	学校法人 ひまわり学園 (幼稚園)	明るく元気に伸び伸びと 生活する園舎・園庭を目指して
11月号 (VOL.215)	学校法人 東京内野学園 (幼稚園)	豊かな自然を活かした園作り
6月号 (VOL.210)	学校法人 玉名白梅学園 (高等学校)	「凜として、熱き情熱。」 ～歴史ある女子校の取り組み～
5月号 (VOL.209)	学校法人 京都光楠学園 (中学高等学校)	世界を舞台に活躍する 人材養成への取り組み



〒102-8145

東京都千代田区富士見1-10-12

日本私立学校振興・共済事業団 企画室

☎03(3230)7809～7811

Eメール kikaku@shigaku.go.jp

## 会計処理等のご質問・ご相談を承っています

私学経営情報センターでは、会計処理をはじめ、私学経営全般にわたる事項についてご質問、ご相談を承っています。ぜひご利用ください。

## 平成27年度版『今日の私学財政(大学・短期大学編)』を送付しました

平成27年度学校法人基礎調査にご協力いただいた大学・短期大学を設置する学校法人に、平成27年度版『今日の私学財政(大学・短期大学編)』を12月にお送りしました。

財務分析など学校経営の参考としてご活用ください。

## 「私学情報資料室」のご案内

私学事業団九段事務所1階の「私学情報資料室」では、大学・短期大学法人の規程集、自己点検・評価報告書、学校案内など私立学校にかかる資料を学校法人のご協力のもと収集し、本事業団の経営相談業務に活用させていただきます。

また、学校法人の業務改善を目的として、各学校法人の相互利用の観点から、学校法人関係者を対象に閲覧に供しています。制度等の見直し・検討等の際にご活用ください。

【私学経営情報センター 私学情報室】

☎03(3230)7838・7846・7847

Eメール center@shigaku.go.jp

## 宿泊施設のご案内

私学共済ホームページから宿泊予約ができます。  
<http://www.shigakukyosai.jp/>

HOTEL, BANQUET & RESTAURANT  
 **札幌カーテンパレス**

〒060-0001 札幌市中央区北1条西6丁目 ☎011(261)5311 (代表)  
 (JR「札幌」駅下車、徒歩7分。又は地下鉄「大通」駅下車、徒歩5分)  
<http://www.hotelgp-sapporo.com/>

街全体が雪で覆われた一面の銀世界を体感してみませんか  
 冬の北海道にぜひお越しください



旧道庁の赤レンガと雪だるま (イメージ)

### さっぽろエンジョイプラン

1泊朝食 (2名1室 / 1名様) 4,700円  
 (3名1室 / 1名様) 4,200円

取扱期間：平成28年3月31日まで (雪まつり  
 期間2月5日～2月11日を除きます)

特典：アーリーチェックイン (14時から)、入浴剤・  
 小学生以下キッズアメニティープレゼント



朝食 (イメージ)

## 志賀高原 やまゆり荘

〒381-0401 長野県下高井郡山ノ内町志賀高原蓮池 ☎0269(34)2102  
 (JR「長野」駅から「志賀高原」行き急行バス、又は長野電鉄「湯田中」駅からバス  
 で、いずれも「蓮池」下車、徒歩5分)

志賀高原では19か所の様々なゲレンデでウィンタースポーツが楽しめます  
 幻想的な雪景色と豊富なコースが魅力です



### 1泊2食プラン

1泊2食 (1名1室 / 1名様) 8,900円  
 (2名1室 / 1名様) 8,300円  
 (3～4名1室 / 1名様) 7,800円

取扱期間：通年 (年末年始を除きます)



※やまゆり荘ではレンタルスキー・スノーボード等をご用意しております。詳しくはお問い合わせください。

## 融資事業のご案内

対象となる主な施設や事業と融資金利は次のとおりです。

■ 融資金利表 (平成28年1月1日現在)

融資費目	返済期間		
	20年以内 (うち据置2年)	10年以内 (据置年数含む)	6年以内 (据置年数含む)
【一般施設費】 校(園)舎、体育館、講堂、遊戯室 等の建築事業等並びに校(園)地の 買収事業等	年% 0.9	年% 0.5	年% 0.5
【特別施設費】 寄宿舎、国際交流会館、セミナー ハウス等の建築事業並びに当該施 設建築のための土地買収事業等	1.0	0.6	—
【教育環境整備費】 校教具 (幼稚園、特別支援学校、 専修学校が対象)、通園バス、大 型設備・情報技術整備等の購入	—	0.5	5年6か月以内 (うち据置6か月) 0.4

※融資金利は毎月の金利情勢により変更することがあります。  
 ※上記費目以外にも災害復旧事業、公害対策事業等が対象となります。

校舎、園舎等の施設の建築  
 (改修も含みます)

校地、園地の購入

機器備品の購入

私学事業団融資は、長期借入・  
 固定金利・元金据置(最大2年間)・  
 元金均等償還です。

問い合わせ先  
 (私学振興事業本部)

融資部 融資課 ☎03(3230)7862～7867  
 Eメール yushi@shigaku.go.jp